

令和 5年 4月 3日  
堺 市 建 設 局

建設現場一斉閉所の取組について（通知）

令和6年4月の建設業への時間外労働の上限規制適用に向け、公共工事における週休2日の実現を更に推進するため、近畿ブロック発注者協議会参加機関が発注する建設工事現場において、令和5年4月から一斉閉所の取組を実施することになりました。

これに伴い、本市におきましても下記のとおり現場一斉閉所の取組を実施することになりましたので、通知いたします。

記

1. 対象工事

- ・ 予定価格250万円以上（税込み）のすべての建設工事  
ただし、災害復旧工事、単価契約工事、工期や現場条件等により制約のある工事等は除きます。

2. 現場一斉閉所実施日

- ・ 令和5年4月以降の毎月第2土曜日

3. 取組内容

- ・ 現場一斉閉所実施日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行わない。  
(堺市建設局週休2日制工事試行要領における「現場閉所」の定義に基づく)

4. 備考

- ・ 現場一斉閉所が実施できなかった場合でも、工事成績評定点の減点等の罰則はありません。

問 い 合 わ せ 先

担当課 : 建設局 土木部 土木監理課  
電 話 : 072-228-7416